

平成29年度 第2回
東京都商品等安全対策協議会
議 事 録

平成29年10月24日（火）

都庁第一本庁舎42階（北側）特別会議室A

午前10時開会

○生活安全課長 お待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第2回東京都商品等安全対策協議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は、東京都生活文化局消費生活部生活安全課長の猪俣と申します。どうぞよろしくお願いたします。

失礼ではございますが、着席して進行をさせていただきます。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。お手元左側にクリップでとめた資料、その下に3点ほど資料を置かせていただいております。

まずクリップどめの資料からご説明させていただきます。まず、次第でございます。おめくりいただきまして、委員等名簿、事務局名簿、座席表、ここから左側のほうに、ステープラーでとめてあります資料になりますが、資料1から資料7までご説明いたします。資料1が「ベランダの安全対策に関するアンケート調査結果」、資料2「子供のベランダからの転落防止のための手すりに関する検証実験」、資料3「子供のベランダからの転落に関する事故情報（追加情報）」、資料4「手すりの市場と商品の安全対策（追加情報）（業界団体の取組、子供の身体発達）」、資料5「「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」に係る現状と課題」、資料6「「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」に係る今後の取組（案）」、資料7「第4回協議会開催までの確認手順（案）」、以上でございます。

また、委員の皆様方の左側のお席でございます白い封筒、こちらに入っております資料につきましては、警視庁よりご提供いただいた事故情報の資料となっております。こちらは委員の方限りの資料となりますので、協議会が終了いたしましたら、そのまま封筒にお入れいただいてその場に置いておいていただければと思います。こちらは回収させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、資料といたしまして、クリップどめしましたその下の資料に日本アルミ手摺工業会様からのご提供の資料として、墜落防止手すりユニットご使用の手引「安全にご使用いただくためのお願い」を置かせていただきます。その下、私どもの生活安全課からのご案内になりますけれども、「高齢者の家庭内事故防止見守りガイド」、こちらは先月公表させていただいているガイドでございます。また、最後、「セーフティグッズフェアの開催

について」、こちらは特定非営利活動法人キッズデザイン協議会様と一緒に東京都が主催
させていただいている事業で、来年1月に本イベントは開催されます。それに先立ちまし
て、本日よりこちらの都庁第一本庁舎の1階の南側、こちらは北側ですので反対側になり
ますが、そちらでキッズデザイン賞を今年度受賞した商品の5点を展示させていただいて
おります。もしお時間がございましたらごらんいただければと思っております。

なお、このほか参考に第1回の協議会の資料を置かせていただいております。こちらも
ご利用でなければそのまま置いてお帰りいただければと思っております。

以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。

大丈夫のようですので、進めさせていただきます。

続きまして、本日初めてご出席いただきました委員、特別委員、オブザーバーの方をご
紹介させていただきます。

まず、国民生活センターの鎌田環委員でございます。

○鎌田委員 鎌田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活安全課長 日本エクステリア工業会の山平雅俊委員でございます。

○山平特別委員 山平です。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 オブザーバーの消費者庁の野田幸裕様でございます。

○野田オブザーバー 野田でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 なお、本日は東京消防庁の岡本委員におかれましては所用によりご欠席
となっております。その代理といたしまして、東京消防庁防災部防災安全課の藤崎課長
補佐においでいただいております。

○藤崎氏（岡本委員代理） よろしくよろしくお願いいたします。

○生活安全課長 以上でご紹介を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、1点補足でございますけれども、本日ご発言いただく際は、机上にマイクが備え
つけられてございます。下のほうにボタンが2つありますけれども、右側のボタンを押し
ていただきますと、赤いランプが点灯いたしまして、私が今お話しさせていただいている
ようなマイクが入るという仕組みになってございます。ご発言を終了いたしましたら、お
手数なんですけど、こちらの同じボタンをもう一回押していただくと消していただくよう
にお願いいたします。

なお、左のボタンは一時的に発言をとめることができますのですが、通常使わなくても大
丈夫かと思っておりますので、右側のボタンでご操作いただければと思います。

以上でございます。

それでは、ここからは越山会長に進行をお願いしたいと思います。

なお、本日はカメラはございませんけれども、カメラ撮影につきましては、通常ここま
でとなりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、越山会長、よろしくお願いいたします。

○越山会長 それでは、改めましておはようございます。本日はよろしくお願いいたします
す。

それでは、会議次第に従いまして、おおむね12時ぐらいには終了させていただければと
思っております。内容は盛りだくさんですが、議事進行にご協力をお願いいただければ幸
いに存じます。

早速議事の（1）に入りたいと思います。

最初に資料1「ベランダの安全対策に関するアンケート調査結果」、資料2「子供のベ
ランダからの転落防止のための手すりに関する検証実験」について、一括して、まず説明
をお願いいたします。

○安全担当 生活安全課の吉本と申します。事務局からご説明させていただきます。

座ったままでご説明させていただきます。

それでは、まず資料1、子供に対するベランダの安全対策に関するアンケート結果をご
らんください。

目次のほうからごらんください。本調査は、ベランダの使用実態、ベランダでの子供の
ヒヤリ・ハット等調査、事故の認知度、ベランダの安全性に対する意見・要望等となっ
ています。ここでは、子供がベランダから転落した、転落しそうになった、ヒヤリとしたり
ハットした経験をヒヤリ・ハット等と言うことといたします。

2ページをごらんください。調査対象者ですが、使用実態の調査は、都内に在住する1
歳から12歳の子供を育てている男女1,032人を対象としました。また、より多くのヒヤ
リ・ハット等経験事例を得るために、使用実態調査の対象者とは別にヒヤリ・ハット等経
験者200人を抽出し調査対象に加えました。使用実態調査とヒヤリ・ハット等の調査は同
じ事項を聞いていますので、ヒヤリ・ハット等の調査結果とあわせて説明していきたいと
思います。

それでは、14ページからごらんください。使用実態調査の対象者1,032人のうち、子供
がベランダから「転落したことがある」、「転落しそうになった」、「転落した・転落し

そうになったまでは至らなかったが子供が1人でベランダに出てしまったなど、「ヒヤリ・ハットした」いずれかの経験がある人が全部で171人いました。これらの171人に別に抽出した200人のヒヤリ・ハット等経験者を加えて合計371人を調査対象としました。14ページ、表3に調査対象者の内訳をお示ししております。

それでは、16ページをごらんください。まず、ヒヤリ・ハット等を経験したときの子供の年齢ですが、1歳から3歳の低年齢に集中しており、全体の8割弱となっています。また、性別は女の子よりも男の子のほうが多くなっていました。

17ページをごらんください。ヒヤリ・ハット等を経験したときに住んでいた住宅のタイプは、集合住宅の賃貸が4割、持ち家が3割、戸建ての持ち家が3割と、この3つのタイプの住宅でほぼ全体を占めています。使用実態調査では戸建ての持ち家が4割とやや高目でしたが、住宅のタイプに大きな違いはありませんでした。

18ページをごらんください。ヒヤリ・ハット等を経験したときのベランダの階数ですが、2階、3階の低層階に集中しています。使用実態調査から住宅のベランダの階数も同様の傾向を示しており、よく使用されるベランダでヒヤリ・ハット等が起きていると言えます。

20ページをごらんください。ベランダの手すりのタイプですが、恐れ入りますが、こちらは第1回の資料3の2ページから3ページに手すりの図があるので参考にさせていただいたらと思います。

ヒヤリ・ハット等を経験したときの手すりのタイプは、高い腰壁のトップレールありが半数を占めており、トップレールなしと合わせると全体の6割以上、縦さんやパネルの設置された腰壁なしのタイプは2割強でした。使用実態からは、高い腰壁は全体の7割強、腰壁なしは15%となっており、ヒヤリ・ハット等経験のときのほうが腰壁なしの割合が高い傾向が見られました。

22ページをごらんください。ヒヤリ・ハット等を経験したときのベランダの使用方法は、洗濯物や布団を干したり、ガーデニングが多く、使用実態と同様の傾向でした。子供を遊ばせるの回答もあり、使用実態の6.4%よりもヒヤリ・ハット等経験のほうが12%と高い割合となっています。

23ページ、ヒヤリ・ハット等を経験したときにベランダに置いてあったものですが、エアコンの室外機、物干し、植木鉢・プランターが多く、使用実態と同様の結果でした。

25ページ、ヒヤリ・ハット等を経験したとき、ベランダの出入り口は約半数の人は施錠していました。低年齢ほど施錠している割合が高い傾向であり、使用実態でも施錠してい

る割合はほぼ同様の結果でした。

26ページ、ヒヤリ・ハット等を経験したときに補助錠を設置していた割合は2割弱にとどまっています。使用実態でも補助錠を設置している割合は少なく1割強と、ヒヤリ・ハット等経験者よりもさらに低い状況でした。

27ページと28ページをごらんください。ヒヤリ・ハット等を経験したときのエアコンの室外機の置き方ですが、手すりから60cm未満に設置している割合が4割強、使用実態よりも手すりの近くに置いている人の割合がやや高くなっていました。ベランダの奥行きでは90cm以下のベランダ、また、住宅のタイプでは戸建て住宅で手すりのそばに設置する割合が高くなっていました。

次に、29ページをごらんください。ヒヤリ・ハット等を経験したときの子供の行動は、手すりの上を乗り越えるが最も多く、次いで手すりのすき間をすり抜けた・すり抜けそうになったとなっています。不明というのは、子供の行動を見ていなかったのだからわからないというもので2割強あり、保護者が見ていないときにヒヤリ・ハット等が起きていることがわかりました。

30ページをごらんください。さらに転落した・転落しそうになったと回答した75人について分析したところ、手すりの上を乗り越えるの割合が高く半数以上となっています。

子供の年齢別に見ると、2歳以上では手すりの上を乗り越えた・乗り越えそうになったの割合が高く、1歳以下では手すりのすき間をすり抜けた・すり抜けそうになった割合が高くなっていました。

31ページをごらんください。これらの行動をしたきっかけについて、全体では、子供が手すりですんでいて、足がかりになるものが置いてあった、外に子供の興味を引くものがあったが多くなっていますが、転落した・転落しそうになった経験者を見ると、手すりが子供の握りやすい形状だった、手すりに足がかかる形状だった、手すり、柵、腰壁が低かったといった手すりの形状に関する事項も多くなっています。

33ページをごらんください。ヒヤリ・ハット等を経験したとき子供がベランダでしていたことは、全体では、ベランダですんでいて最も多く、次いで景色や空を眺めていた、手すりから下をのぞき込んで階下の道路などを見ていたとなっています。転落した・転落しそうになった経験者では、手すりから下をのぞき込んで階下の道路を見ていたというのが最も多くなっています。

36ページをごらんください。ヒヤリ・ハット等を経験したとき子供がどうやってベラン

ダに出たかでは、保護者と一緒に出たが2割弱で、約8割は子供だけで出ています。子供が自分で鍵をあけて出たが1割以上ありました。

38ページをごらんください。ヒヤリ・ハット等を経験したときに子供のそばにいた人は、親と祖父母が合わせて8割を超えており、保護者がそばにいるときにもヒヤリ・ハット等が起きていました。

39ページをごらんください。ヒヤリ・ハット等を経験した原因は何と考えるかでは、全体では、保護者が目を離してしまったが7割強と最も多く、次いでベランダからの転落の危険性について子供に注意していなかった、子供が予想外の行動をしたが多くなっていました。

転落した・転落しそうになった経験者では、形状や構造に問題があった、手すりが壊れていたといった手すり自体に原因があると考えられる回答が多い傾向が見られました。

40ページ、41ページをごらんください。ヒヤリ・ハット等の経験について、9割以上はどこにも報告していませんでした。転落した・転落しそうになった経験者では報告した人が多くなりますが、転落した経験者であっても、約6割は報告していないという状況でした。

42ページから44ページには、ヒヤリ・ハット等の経験について詳細記述から、転落した・転落しそうになった人の主なものを掲載しています。保護者が洗濯物や布団を干しているとき、子供が1人でベランダに出たとき、1人で遊んでいたときなどが多くなっています。

以上がヒヤリ・ハット等経験に関する調査結果です。

次に、45ページをごらんください。子供のベランダからの転落事故についての認知度についての調査です。転落事故について知っているが9割近くと多く、その認知経路はテレビ、ラジオのニュースが9割以上、次いでネットニュース、新聞となっています。

46ページをごらんください。事故を防止するために実施していることについては、子供だけでベランダに出さない、足がかりになるものを置かないが多くなっていますが、いずれも半数程度にとどまっています。また、特に何もしていないの回答も2割近くありました。

47ページになりますが、事故が起きていることについて知っている人と知らない人では、事故防止対策を比較すると、知っている人のほうが実施している割合が高く、知らない人では、特に何もしていないという人が半数近くに及んでいました。

この事故についての認知度に関することなんですけれども、住宅の入居時や引き渡しの際に、子供のベランダからの転落防止のための注意事項について説明を受けたかどうか、資料を戻っていただいて恐縮なんですけれども、13ページに結果を載せております。6割が説明を受けていないと回答しており、2割強が覚えていない、忘れたとなっております。説明を受けた方は、口頭、説明書を合わせても1割程度となっております。

資料の最後、49ページから50ページには、ベランダの安全性に対する意見、要望から主なものを内容ごとに分類して載せております。

アンケート調査結果の説明は以上です。

続きまして、子供のベランダからの転落防止のための手すりに関する検証実験の結果についてご説明いたします。

2ページをごらんください。実験は、国立研究開発法人産業技術総合研究所により実施しました。実験は、手すりの手のかかる部分及び足がかりの部分の条件を変えて、子供が自分の力で体を持ち上げるかどうかを計測しました。ここでは、手すりの手のかかる部分を笠木と言います。実験条件は、手すりの太さ、握りにくい場合と握りやすい場合、手すりの位置は柵の真上についている場合と手前にずらした場合、足がかりの上部の表面の形状が足がかりやすい場合とかかりにくい場合について、子供のよじ登りに及ぼす影響を見ました。

実験条件の詳細と実験用の手すりの図を2ページにお示ししております。

今回手すり柵には事業者特別委員のご協力により、実際の製品に使用されるパネル材をご提供いただき使用させていただきました。

4ページに実験に参加した子供の性別、年齢、身長、体重をお示ししております。

5ページから10ページに実験の結果をお示ししています。登れたを丸、登れなかったをバツ、実施できなかったものが棒線となっております。

11ページをごらんください。子供の年齢別に各条件の登れた人数の割合をパーセントでお示ししております。

2歳は、全ての条件ではほぼ全員が登ることができませんでした。2カ所だけ足がかりの上部の形状が斜面、足がかりの高さ300mm、手のかかる部分の直径が3cmの条件で割合が14.3%と記載されていますが、1人だけ登れたところになります。笠木の部分には手が届きませんでした。柵の上部に手をかけて足がかりに登り、その後笠木の部分に手を乗せて登ることができました。

4歳は条件の違いにより登れた割合に差が見られました。足がかりの高さ650mmでは、笠木の太さや位置によらず8割以上の子供が登ることができました。足がかりは300mmか、足がかりがない場合笠木を手前にずらしたほうが登れる割合が低くなり、笠木を手前にずらすことの効果を示唆されました。

6歳児については、足がかりなし、手すりが柵の真上の条件で1人登れなかった以外は、全ての子供が全ての条件で登ることができました。足がかりの高さの条件によらず手すりの高さ110cmを登れる結果となりました。

実験の映像を用意しましたのでごらんいただきたいと思います。

まず、2歳児の登れた場合です。足がかりは高さ300mm、足がかりの上部の形状は斜め、笠木の太さは3cm、位置は柵の真上です。それでは、映像をお願いします。

[映像]

○安全担当 今は2歳児の登れた場合です。足がかりの高さは300mm、上部の形状が斜め、笠木の太さは3cm、位置は柵の真上の条件となっております。

次に、2歳児の登れなかった場合、足がかりの高さは同じく300mm、上部の形状も同じ斜めで、笠木の太さは3cm、笠木の位置は手前にした条件です。それでは、映像をお願いします。

[映像]

○安全担当 それでは次に、4歳児の登れた場合です。足がかりの高さは300mm、上部の形状は斜め、笠木の太さは3cm、笠木の位置は柵の真上です。それでは、映像をお願いします。

[映像]

○安全担当 それでは次に、4歳児の登れなかった場合、こちらの条件も足がかりの高さ300mm、上部の形状は斜め、笠木の太さ3cmで登れた場合と同じですが、笠木の位置を手前にずらした条件となります。それでは、映像をお願いします。

[映像]

○安全担当 それでは次に、6歳児の映像です。こちらは足がかりなし、笠木の太さ10cm、笠木の位置は手前にずらした最も登りにくいと考えられる条件です。それでは、映像をお願いします。

[映像]

○安全担当 6歳児は簡単に登れてしまうことが実験の結果となりました。

それでは、資料にお戻りください。12ページから13ページに実験の考察をまとめております。

今回の実験条件では、足がかりの上面の形状や笠木の太さはよじ登りに影響を与えないという結果となりました。足がかりについては、手すりにつかることができれば、少しでも足を引っかけることができれば体を持ち上げられることがわかりました。足や指が入らない、引っかからない形状にする必要があると考えられます。笠木の太さ10cmは子供が握ることができないので登りにくくなると考えられましたが、子供は笠木をしっかりとつかんで登るのではなく、手をかけて体を持ち上げ、その後に笠木の奥側まで手をかけて登っており、太さの違いによる顕著な差は見られませんでした。また、笠木の位置を手前にずらすことで4歳児ではよじ登りを抑制する効果が示唆されましたが、同じ条件でも登れる子供が半数以上いました。

登れた子供の登り方を見ると、13ページの図2のように、足を前方に曲げてよじ登り、上半身は床面に対して垂直となり、登りにくい状況にはなっていませんでした。登りにくくするには、図3のように、上半身を傾ける必要があるため、今回検証した10cmよりも大きくずらすことで効果的になるかと考えられます。

実験の結果、考察を踏まえた対策の方向性として以下のものが考えられます。

①柵面の110cm以下に手がかりや足がかりがないベランダの手すりの検討、開発や安全基準の策定。

②柵面から笠木を手前にずらしたような配置のベランダの手すりの検討、開発。

③子供が体を持ち上げることを妨げる構造を持つ手すりの検討、開発。

④子供がつかまることができない笠木を含めた手すりの高さの検討。

⑤実験結果を踏まえた一般消費者への情報発信、啓発として、ベランダの手すりに子供の足がかりや手をかけられない部位がないかチェック。ベランダに足がかりとなるものを置いていないかをチェック。どの年齢でも条件によってはよじ登る可能性があるため、子供を1人でベランダに出さない、出られないようにする対策。

アンケート結果と実証実験の結果については以上です。

○越山会長 それでは、議事（2）子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策に関する検討に関してですが、アンケート結果や実験結果を踏まえた安全対策についての議論は後ほどいただければと思っております。

まずここでは、ここで資料1と2、アンケート調査と実験についての報告の中の確認し

たい点やご質問等について少しお時間をとらせていただければと思います。

まず最初に、アンケート調査の結果について、ご質問や疑問な点がございましたらお願いいたします。

○山中特別委員 16ページ、図18ですが、子供の事故は年齢によってパターンが違います。大体3歳過ぎになると男の子のほうが倍以上多いことが、転落とかいろいろな事故でわかっているんです。今回1歳、2歳、3歳のデータをとられていますので、年齢別に男児と女児の割合を入れていただけるといい。多分、1歳代では1対1で、3歳ぐらいになると、男の子のほうが多くなるのではないかと思います。ほかの事故と傾向が同じかどうか、数値を出していただけるとありがたいです。

○安全担当 では、そういったことを分析いたします。

○八藤後特別委員 15ページですけれども、これは考察のところ、年齢が低い児のほうに多く起きるとおっしゃられたような気がするのですが、逆ではないか。結構小学校の高学年というか、このくらいでもこんなに起きるというか、むしろそっちのほうがかなりの率で起こっているということがわかりましたので、小さい子ばかりではないと我々も認識したほうがいいのではないかと思います。

○安全担当 15ページの子供の人数は、調査対象者と同居する子供の年齢別の人数ということで、この人数が全部ヒヤリ・ハットを経験していたという人数ではありません。

○越山会長 ほかに何かございますでしょうか。アンケート調査の設問事項は前回まで見ていただいているかと思いますが、その解釈に関する箇所等で何かございましたら。

○山中特別委員 この図25ですが、高い腰壁、低い腰壁と書いてあるんですが、何か決まりがありましたか。何cm以上を高いと言うとか。

○安全担当 特に何cm以上を高い、何cm以下が低いという規定ではなくて、今お手元に第1回の資料を置かせていただいているんですけれども、そのピンクの附箋を張っているところが2ページ、3ページの今回協議会で検討する手すりの種類分けになります。高い腰壁というのは、柵とかパネル、そういったものがなくて、この図のように上のほうまで腰壁のみというタイプを高い腰壁と言っています。

○山中特別委員 cmは特に調査していらっしゃらないですよ。

○安全担当 今回のアンケートでは調べていません。

○越山会長 それでは、資料2の動作実験の報告について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○八藤後特別委員 大変貴重な実験をやっていただいたとっております。

それで、これは質問というよりも感想ですが、以外に手すりを手前に置いてもそんなにものすごい効果があるというわけではないのだということに驚きました。

それから、ビデオを見せていただきましたが、ただ、手すりのトップ、これは笠木の上にくっつくものを名前が出ていないんですが、手すりのトップと言います。この部分が手前になっていても越えられてしまうというパターンを映像で見ましたが、手すりのトップと笠木の間のすき間に足が入って、それをきっかけに越えているというふうに見たので、例えば13ページの図の右でも左でもいいんですが、こういうようなつけ方をすれば、10cmの出っ張りでも、もしかしたらほとんど登れないという効果が得られたのではないかという感じがいたします。その点、もしよろしければ、実験をなさった方、手すりトップが手前にあったときでも越えられてしまったというパターンで、このすき間に足がみんな入っていたか、入っていなかったかなんていうのは思い出せますでしょうか。

○安全担当 各実験の記録がありますので、調べたいと思います。

○越山会長 先ほどの件と今の件は、以降の対応と考えてよろしいでしょうか。

○安全担当 今後の対応となります。

○越山会長 後ほど皆様に、次回の会議の前にご連絡いただく形になりそうですか。

○生活安全課長 補足させていただきますが、映像を確認して、次回、こちらの協議会を開催させていただく前に皆様に情報提供させていただくという形にさせていただきます。

○越山会長 わかりました。先ほどの質問の件と、できれば2点あわせて検討いただければと思います。

○山平特別委員 今の件も絡むんですけれども、登れた事例というものも我々も映像を確認するという事は可能でしょうか。今一例だったんですけれども、全てそれと同じような状態で思えばいいということなんですか。

○安全担当 今回代表的なものを協議会でお示しできるように産業技術総合研究所さんから映像をご提供いただいたので、事務局のほうでまず確認させていただきたいと思います。情報が委員の方にわかるようにまとめたいと思います。

○生活安全課長 補足させていただきます。研究所の西田先生からいただいておりますが、映像全てではないんですけれども、そのあたりをどこまでお出しできるのか確認をし、お子さんの顔なども今回加工して頂戴しておりますので、そのあたりも確認して、お出しできるようにしたらお出しします。検討させていただいてもよろしいでしょうか。

○山平特別委員 違う事例みたいなものがあれば……。全てそれだけですよという感じだったらいいんですけども、違うパターンみたいなものがあると、それも見たいかなと思います。

○西田委員 基本的にはお出しできるのではないかと思いますので、ちょっとそういう顔を消すとかいう作業に時間を必要とするかもしれないですけども、あれを見てもらったほうがわかりやすいと思いますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

○松田特別委員 この実験のときは、来て、説明なくいきなりだったのか。やっているところはみんながいるところでやったのか。結局これは登れなかった子も練習したり、毎日家にあるものなので、いつか登ってやろうとかなっちゃうんじゃないかと思って、その条件みたいなものを教えていただいていた方がいいですか。

○安全担当 実験は、保育園に実験をする方が出向いて、お子さんのなれている環境の中で、大人が周りにたくさんいるという条件ではなくて、実験をされる方が4人程度つき添って、あと保育園の先生もつき添った環境の中で行われています。実験装置は保育園のホールに組み立てたところで行っています。

3 ページのところの実験の手順で、保護者の方の了解とかそういうことも手続を書いてあるんですけども、お子さんには、登ってごらんというような形で声をかけて実験を行ったという状況です。詳しいところは、また確認した上で報告いたします。

○生活安全課長 お子さんに説明してから登ったのかなど、もしおわかりになったら、申しわけありません。

○西田委員 こういったパネルテストというのはすごく難しいところがあって、今回もベランダというのは一切言わずに、あくまで遊具ですということの説明をしているということ、それから、全体の実験に関して、いいのかどうなのかというのは、産総研の倫理委員会をきちんと審査を受けてやっております。

それから、そうは言っても、家に帰ったら何かしてしまう可能性がありますので、紙芝居で、その後にフォローアップするということを倫理委員会で義務づけられたので、それもやっています。そういうケアをしてやっているということです。

○越山会長 まだご質問等があるかと思いますが、後ほどまた時間があったら戻らせていただければと思います。申しわけありません。

それでは、続きまして、議事（2）に入りたいと思います。

まず資料3、第1回協議会で報告された事故事例についての追加情報がございます。そ

れから、資料4、市場と商品の安全対策、これも追加情報として、各団体の皆様のほうから、ふだんからやられている取組や、あとそれ以外に子供の発達促進についての資料等がございますので、それを紹介させていただければと思います。お願いいたします。

○安全担当 それでは、資料3からご説明させていただきます。

資料3の2ページをごらんください。第1に、事故の傾向、戸建て・集合住宅別事故件数を示しております。こちらは都が把握した事故事例のうち、住宅で発生した109件の事故について、戸建て、集合住宅に分類したものです。事例の文章中に、マンション、アパート、団地、社宅、号室などが含まれているもの及び発生階が5階以上のものを集合住宅とし、事例文章中に戸建て、家、一般住宅が含まれるものを戸建て住宅と分類し、当てはまらないものは全て不明と分類しました。

不明な事例が多く73件となりましたが、集合住宅での発生が33件、戸建て住宅での発生は3件となっております。

次に、第2、その他の事故情報として、事故情報データベースシステムの情報をお示しております。

平成19年4月以降に発生した子供のベランダからの転落事故が4件あり、4件中3件が手すり子部分やパネルの脱落など強度不足が原因となっています。

2番目に、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの受診事例をお示しております。こちらの国立成育医療研究センターは、医療機関ネットワーク事業に参画されている病院なので、第1回で報告した医療機関ネットワークの受診事例に含まれているんですけども、平成19年から医療機関ネットワーク事業が開始された平成22年までの同病院の受診事例をお示しています。

6件中、1階からが2件、2階からが3件、5階からと思われるものが1件ということで、1階、2階の低層階からでも入院を要する危害が起きています。

3番目が、警視庁からの情報提供です。警視庁で把握されている情報提供をお願いし、今回封筒に入れさせていただいていますけれども、別紙の事故情報の提供をいただきました。こちらは協議関係者限りの資料としてお席に置かせていただいておりますのでごらんください。

なお、これらの情報は警視庁で把握されたもの全件ではないことを申し添えます。

それでは、4番目ですけれども、4ページになります。報道で確認できた事故事例です。

9月に起きた東京都内のベランダの転落事故なんですけれども、報道による情報をまと

めております。1歳の女の子が自宅マンション6階のベランダから転落し死亡事故が起きています。ベランダの柵の下に20cmのすき間があったとされています。

事故情報の追加情報については以上となります。

それでは続きまして、資料4、手すりの市場と商品の安全対策の追加情報として、業界団体の取組と子供の身体発達についてご説明いたします。

業界団体の取組は、協議会にご参画いただいている各団体に事務局がヒアリングさせていただいた内容を取りまとめたものです。各団体の皆様には、ご協力まことにありがとうございました。

それでは、各団体のお取組について、主な事項に絞ってご紹介させていただきます。

資料の2ページ、3ページをごらんください。製造事業者団体から、一般社団法人日本エクステリア工業会の取組となります。

日本エクステリア工業会は、戸建て住宅や低層階アパートのベランダの手すりを対象とされています。

ベランダの手すりに関する取組としては、商品の安全対策としては低層住宅用金属バルコニーのJISの原案作成に参画されていまして、会員会社はJISの水準を満たした商品を製造されています。さらに自社基準を定めているところもあり、バルコニーの関連製品については足がかからないことを前提に製造されています。

消費者への注意喚起としては、消費者に点検の重要性を意識してもらうために自主点検表をホームページに掲載されています。また、ベランダに足がかりになるものを置かないなど、注意喚起資料を作成し会員各社に配付されています。また、今後ホームページにも掲載を予定されているとのことです。

事故情報の収集については、工業会に報告された情報を共有し、CS委員会で対策を検討し、方針を決め、会員各社がその方針に沿ってそれぞれ対応されています。

4ページ、5ページをごらんください。次に、一般社団法人日本アルミ手摺工業会の取組です。

日本アルミ手摺工業会では、共同住宅用のベランダの手すりを対象としています。

商品の安全対策では、工業会として手すりの強度に関するガイドラインを策定し、ホームページ上で公開されています。新規商品の開発では、必要に応じて実験を行うなどして検証することもあり、子供に対する安全性について配慮されています。

消費者への注意喚起としては、リーフレット「墜落防止手すりユニットのご使用の手引

き」を作成し、ホームページの掲載や入居者への配付など普及を図っています。本日も提供いただいた資料として、5つの注意喚起事項をお配りしております。また、QRコードを載せた注意喚起ラベルを手すりのトップレールに張りつけ、スマートフォンから手引の内容を確認できるシステムを導入されています。

事故の情報の収集としては、団体としての事故の情報収集はされていませんが、平成17年の工業会発足以降事故の報告はないとのことでした。

6ページ、7ページをごらんください。一般社団法人リビングアメニティ協会の取組です。

リビングアメニティ協会は、集合住宅の手すりを主に対象とされています。

商品の安全対策では、BL認定商品の製造、また、民間デベロッパーに対してはデベロッパーの基準を満たした商品の製造、会員企業では、子供の転落防止に向けた安全に配慮した手すりの開発、検討が行われています。

消費者への注意喚起では、住宅部品の点検チェックツールとして「自分で点検！ハンドブック」を作成し、消費者に普及しています。また、パンフレット「アルミ手すり定期的な点検のおすすめ」をリビングアメニティ協会、日本アルミ手摺工業会、建築改装協会、ベターリビングの4団体共同で作成し、協会のホームページで公開しています。

事故情報については、協会では情報を集めていないとのことでした。

8ページをごらんください。一般社団法人建築改装協会の取組です。

建築改装協会では、中高層の集合住宅の手すりを対象とされています。

商品等の安全対策では、子供に特化したものではありませんが、BLの仕様を守り、手すり性能の安全性を確保されています。また、BL部品の採用を前提に発注者と協議の上仕様を決定し、その仕様を満たす製品を供給されています。

消費者への注意喚起では、会員企業では商品に乗り越え防止シールを張って注意喚起をされています。さらに会員企業の中では独自のパンフレットを用意して、窓口業者を通じて配付を行っているところもあります。

事故情報の収集については、取り付けの不具合による事故は会員企業で対応されています。改修後の手すりの落下事故についての報告は今まで上がっていないということです。

9ページをごらんください。認証機関から、一般財団法人ベターリビングの取組です。

ベターリビングでは、優良住宅部品（BL部品）の認定を行っております。BL部品は、主に公共の集合住宅で多く採用されており、一般の木造の戸建て住宅はBL部品の対象外

となっております。

商品の安全対策では、優良住宅部品の認定制度で墜落防止手すりが認定の対象となっております。転落事故につながる手すりの劣化事故が報告されていることから、劣化事故防止に力を入れているUR都市機構と手すりの点検のあり方について検討を進められております。

消費者への注意喚起としては、BL認定企業や生産団体と協働してパンフレットを作成するほか、公共住宅事業主体の協力を得て情報発信が行われています。

事故情報の収集としては、製品の不具合情報は把握が難しい状況ですが、情報の入手に努められております。また、BL保険適用事項になった事故事例については把握をされている状況です。

10ページ、11ページをごらんください。住宅生産事業者団体から、一般社団法人住宅生産団体連合会の取組です。

住宅生産団体連合会が取り扱う住宅は、戸建て住宅、2階から3階建ての共同住宅などです。

商品等の安全対策では、住宅の手すりについて、高さと足がかりに配慮されており、配慮した数種類のメニューから顧客が選択をするという方法になっております。大手メーカーでは、手すりを含む基本的な構造部材の状況などについて定期点検を行っています。戸建て住宅では室外機を床置きにすることも多いため、足がかりとならないよう注意を払われています。また、共同住宅では、軒からつるす事例も多くなっています。

消費者への注意喚起では、各住宅メーカーは住宅の引き渡しの際に住宅の取扱い説明書をお客様に渡し、その中で足場となる踏み台を置かないなどベランダからの転落の注意喚起に関する事項を説明されています。

事故情報の収集については、協会としては情報を集めていないということでした。

次に、12ページをごらんください。安全対策を検討する上で必要なデータとして、子供の身体発達について、子供の身長の変化を厚生労働省の平成22年の乳幼児身体発達調査から身長比較の表を12ページ、図を13ページにお示ししております。

14ページをごらんください。こちらは第1回協議会の資料にも載せておりましたが、子どものからだ図鑑より、子供の身体能力として、子供の身長と背伸び到達点、子供が乗り越える高さをイラスト入りでお示ししております。

資料4の説明は以上となります。

○越山会長 ありがとうございます。この資料についても、若干質問等、または業界の皆様が取組について、もっと詳しく知りたいという意見等があるかもしれませんが、時間の関係がありますので、大変恐縮ですが、これに関するご質問等は後ほどということをお願いいたします。ここで、引き続きまして、これらの追加資料と、8月3日の第1回協議会での意見、それからアンケート調査、実験調査を踏まえて、資料5の安全対策にかかる現状と課題を作成しております。さらに資料6、安全対策の今後の取組の案、素案を今回提示させていただければと考えております。これらについて、最初にまとめて事務局のほうから説明していただければと思います。

○安全担当 それでは、資料5と資料6についてご説明いたします。資料5と資料6は、第1回協議会でいただいたご意見、アンケート調査結果、実験結果、各団体へのヒアリングの結果を踏まえて、現状と課題と今後の取組の案をまとめたものです。

資料5の2ページをごらんください。第1、子供のベランダからの転落事故の発生状況についてです。

危害の程度と件数では、都が把握した事故事例145件のうち、入院を要する事例は全体の7割以上あり、死亡に至った事例も2件ありました。子供のベランダからの転落事故が繰り返し起きており、危害の程度が重く、死亡事故につながる危険性も高いことから、保護者への注意喚起だけでなく、商品や環境の整備を含めた実効性のある安全対策が必要です。

2、事故の傾向では、事故やヒヤリ・ハット等経験は1歳から3歳の低年齢に多く起きていることから、危険性について十分理解して行動することができない低年齢の子供の安全対策を強化する必要があります。また、10歳以上の事故事例もあることから、危険性を理解できる年齢の子供には高所の危険性をわかりやすく教えるなど、年齢に応じた安全対策が必要です。また、事故事例やヒヤリ・ハット等経験は使用実態の多い2階など低層階のベランダでも多く起きており、低層階からの転落であっても重傷事故につながるおそれがありますので、高層階はもとより、低層階においても同様に安全対策を図る必要があります。

3ページをごらんください。事故の要因についてですが、事故につながる子供の動作を手すりの上を乗り越える、手すりなどのすき間をすり抜ける、手すりを押し倒す、手すりなどがなく落ちるに分類したところ、事故事例、ヒヤリ・ハット等経験ともに事故につながる子供の動作は、手すりの上を乗り越えるが最も多く、そのきっかけの多くが足がかり

になるものを置くでした。また、ヒヤリ・ハット等の経験では、手すりの上を乗り越えるに次いで、手すりのすき間をすり抜けた、すり抜けそうになったが多くなっており、これらの安全対策を強化する必要があります。

手すりの乗り越えについては、手すり自体のよじ登り防止対策も必要ですが、そのきっかけとなる足がかりになるものについても対策が必要となります。足がかりとなるものについてはエアコンの室外機が多いことから、子供が登らない、足がかりにならないよう室外機の設置方法など具体的な注意喚起が必要です。

手すりのすき間をすり抜けるでは、手すりのすき間に関する安全基準やガイドラインの普及、すき間の広い既存の手すりについての対策が必要となります。

また、事故は保護者が目撃していないときに多く起きており、事故を防止するため「子供を置いて外出しない」など保護者の見守りに関する注意喚起は必要ですが、保護者が絶えず見守り続けることは難しいことから、見守りがなくても事故が起きないように商品や周辺環境の整備による対策が必要となります。

4ページをごらんください。第2、ベランダの使用実態については、ベランダは洗濯物や布団を干すために多く使用されており、ガーデニングで使用する人も2割程度います。ヒヤリ・ハット等の経験者では、子供を遊ばせるという回答も1割程度あり、ベランダが危険な場所であるということについて注意喚起が必要です。

ベランダにはエアコンの室外機、物干し、プランター、植木鉢などが置かれており、これらが子供の足がかりになる危険性があります。約4割がエアコンの室外機を手すりの近く、60cm未満に設置しており、特に戸建て住宅では手すりの近くに設置する割合が高い傾向が見られました。足がかりになるおそれのあるものについて、消費者に対しても具体的な行動に結びつく注意喚起が必要と考えられます。

ベランダの出入り口については、約半数が施錠していますが、補助錠の設置は1割から2割程度にとどまっています。ヒヤリ・ハット等の経験者では、約8割が子供だけでベランダに出ており、1割は子供が自分で鍵をあけて出ていました。出入り口の施錠や補助錠の設置について普及、啓発が必要と考えられます。

使用されている手すりの種類については、高い腰壁のタイプが多く、トップレールあり、トップレールなしを合わせると全体の7割強を占めています。ヒヤリ・ハット等経験時の手すりのタイプでは、使用実態に比べると縦さんやパネルを設置した腰壁なしの割合が高い傾向が見られます。

5 ページをごらんください。商品等の安全対策等についてですが、1、手すりによる転落防止対策では、検証実験により6歳、4歳の子供は110cmの高さを登ることができ、2歳児でも手が届く高さにつかめる場所や足がかりがあるとよじ登れる場合があることがわかりました。また、4歳、6歳では、650mmの足がかりに足をかけられることが確認されました。

子供はつかむことができればよじ登れる可能性が高くなるため、笠木までの高さだけではなく、笠木より下の部分につかめる場所があるかということについても考慮する必要があります。手すりを手前にずらす対策については、実験によりよじ登り防止の効果が示唆されました。ずらす幅と効果についてさらに検討が必要と考えられます。また、年齢に応じて子供の運動能力が高まるため、手すりによる対策で対応できる子供の年齢は限られます。注意を理解できる年齢の子供には危険性についてわかりやすく教えるなど、年齢に応じた安全対策が必要です。

ベランダの手すりの安全対策の現状では、製造事業者により子供のよじ登り防止の手すりの開発が行われていますが、製品数はまだ十分とは言えないことから、製品側での対策をさらに推進する必要があります。ベランダの強度不足、経年劣化による事故も報告されていることから、製造事業者団体は消費者に対し自主点検を呼びかけています。低層住宅、中高層住宅とも製造事業者では足がかりの対策など子供の安全性について配慮され、安全対策に取り組んでいますが、手すりの仕様は住宅の発注者が決定するため、発注者と製造事業者で連携した安全対策の取組が必要となります。また、リフォームでバルコニーを設置することもあるため、ホームセンターや工務店にも事故防止に配慮するよう注意喚起が必要です。

6 ページをごらんください。注意表示については、中高層集合住宅の手すりの製造事業者には、手すりにラベルを張って注意喚起を行っているところもあります。消費者に事故の危険性が確実に伝わるよう全ての手すりに注意表示をするなど安全対策の強化が必要です。

注意喚起等については、住宅生産事業者では住宅の引き渡し、入居の説明の中で、ベランダの転落の危険性について注意喚起をしています。一方、アンケート調査では、入居時の説明を受けていないという回答が6割以上に上っていましたので、注意事項が確実に伝わるよう注意喚起の強化が必要と考えられます。また、製造事業者団体では、転落の危険や自主点検の必要性について、取り扱い説明書やホームページで啓発を行っています。劣

化による手すりの転落事故もありますので、消費者に自主点検の重要性について周知する必要があります。

次に、安全基準ですが、低層住宅用のベランダの手すりではJ I Sの基準が採用されており、各製造事業者では自社基準を設けているところもあります。品確法に基づく安全基準により住宅の性能を表示する住宅性能表示制度は、大手メーカーでは多く活用されていますが、大手以外での活用は少なく、全体でも2割程度となっています。

また、優良住宅部品（B L部品）は、主に公共住宅やU R都市機構で採用されており、民間マンションではデベロッパーの基準を満たした製品がつくられています。改修用手すりにおいてもB L基準を採用するかどうかはデベロッパーや設計事務所の判断となります。

手すりの公的な安全基準である品確法に基づく住宅性能表示制度やB L部品の評価基準が普及していないことから、製品の製造や仕様の決定の際にこれらの安全基準を参考にして転落防止の安全対策に配慮する必要があります。

7ページをごらんください。「第4 事故に対する認識・事故情報の収集」について、「1 事故の認知度」については、子供のベランダからの転落事故の認知度は高く、また、事故を認知しているほど転落事故防止対策を実施している傾向が見られました。事故情報を広く周知することにより安全対策への意識が高まると期待されます。

「2 事故情報の収集」では、ヒヤリ・ハット等経験について、9割以上がどこにも報告しておらず、事故情報が伝わりにくい状況にあります。ベランダからの転落事故の原因を子供から目を離した、子供に注意していなかったなど使用者側の原因と捉えていることから報告につながらないと考えられます。

ベランダからの転落事故は複合的な対策が必要であり、保護者への注意喚起だけでなく、製造事業者や住宅生産事業者ほか複数の関係者による安全対策の取組が求められます。事故防止対策の検討に必要な事故情報が一元的に集約されていないため、関係者が事故情報を把握しにくい状況にありますので、事故情報の収集と共有化が必要であり、事故情報を一元的に集約し関係者が情報を共有する仕組みづくりが求められます。

資料5の説明は以上です。

続きまして、これら現状と課題に対する安全対策の取組として、資料6「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」に係る今後の取組（案）についてご説明いたします。

資料6の1ページをごらんください。まず前書きとして、子供のベランダからの転落事

故について、事故は複合的な要因で起きていること、見守りだけで事故を防止することは困難であること、複合的な対策の推進が必要であることを記載しております。

次に、第1、商品等の安全対策等では、まず、1、ベランダの手すりによる安全対策、こちらは製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者の取組となります。

事故は低年齢に多く起きていることから、危険性について十分理解して行動することができない低年齢の子供の安全対策を強化するとともに、危険性を理解できる年齢の子供には、高所の危険性をわかりやすく教えるなど、年齢に応じた安全対策を行うとしております。

さらに（1）手すりの乗り越え防止、（2）すり抜け防止、（3）劣化等強度不足による事故防止についてそれぞれ対策を挙げております。

（1）の手すりの乗り越え防止策では、策面の110cm以下に手がかりや足がかりがないベランダの手すりの検討・開発、柵面から笠木を手前にずらしたような配置のベランダの手すりの検討・開発。

すり抜け防止では、手すりのすき間に関する安全基準やガイドラインの普及、すき間の広い既存の手すりについての対策。

（3）劣化等強度不足による事故防止対策では、定期点検の実施、点検の必要性、自己点検について消費者への周知としております。

次に、2、注意表記・説明事項の強化、こちらも製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者の取組となります。

乗り越え防止に関するシール等による注意喚起、住宅の入居時、引き渡し時の説明で、ベランダからの転落の危険性について入居者に確実に伝えるとしております。

2ページをごらんください。次に、3、安全基準、こちらについても製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者の取組となります。

製品の製造や仕様の決定の際には、建築基準法のほか現行の安全基準やガイドラインを参考にして、転落防止の安全対策に配慮するよう働きかけるとしてあります。また、実験結果を参考に、安全基準への反映も視野に入れて、手すりや足がかりの高さ等について検討するとしてあります。

次に、4、周辺環境の整備、こちらは、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者の取組となります。

(1) エアコンの室外機の設置について、手すりから60cm以上離す、上からつるす設置方法の採用、専用置場や戸建て住宅の1階などベランダ以外への設置などとしております。

(2) 物干しについて、足がかりとなる可能性がある物干し、手すりにつけるタイプについての対策として、上からつり下げるタイプの物干しへの変更などとしています。

第2、消費者への安全意識の向上では、まず、第1、消費者への積極的な注意喚起として、こちらは本協議会の目的から特に製造事業者及び製造事業者団体の取組として項目を設けております。

消費者の使用実態を踏まえ、消費者の行動に結びつく具体的な安全対策の情報提供のほか、消費者にとってわかりやすく浸透しやすい注意喚起を積極的に行うとしています。

次に、2、消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起ですが、こちらは国、都、製造事業者団体、製造事業者、消費者団体、子育て支援団体等あらゆる主体によって消費者に注意喚起していく具体的な内容をお示ししております。

主なものとして、事故は低層階でも起きていることから、高層階はもとより低層階においても同様に安全対策が必要であることを周知する。年齢に応じた安全対策として、事故の多い低年齢の安全対策の必要性について周知する。3ページになりますが、子供の見守りについては、子供が小さいうちは部屋で子供が1人にならないようにするなどを挙げております。

3ページをごらんください。次に、3、消費者への効果的な普及啓発ですが、こちらはあらゆる主体から消費者へ注意喚起していく具体的な方法や手段についてお示ししております。

主なものとして、事故の多い低年齢の子供の保護者に届ける、親の世代は入れかわっていくことから注意喚起は繰り返し継続するなどを挙げております。

4ページをごらんください。次に、第3、事故情報の収集と活用体制の整備についてです。

まず、1、業界としての事故情報の収集体制の整備と事故情報のデータ活用です。こちらは、製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者が主体となって取り組んでいただく事項としてお示ししています。

子供のベランダからの転落事故は、使用方法が原因とみなされているものについては事故情報が伝わりにくいことから、業界団体として事故情報の収集体制を整備、収集した情報を安全対策の推進に活用する。商品改善や生活様式の変化に伴い使用実態も変わってい

くことも想定されるため、事故情報の収集は継続的に行い、商品改善の効果について定期的に検証することでさらなる事故の未然・拡大防止につなげていくことを挙げています。

2、事故情報の収集と情報共有への協力は、都や国の取組についてお示ししております。

事故防止対策を検討するためには、事故情報の分析が必要であり、ベランダからの転落事故は複合的な対策が必要であり製造事業者や住宅生産事業者など関係主体が事故情報を共有することが重要であることから、国や都は事故情報の収集に協力するということを挙げています。

資料6の説明は以上となります。

○越山会長 内容が多いので、整理しながら議論していかなければいけないと思っております。

まず、先に説明いただきました資料5、これは現状と課題ということで、本日資料1のアンケート調査の結果の報告があり、実験結果が資料2として提示されました。そして、資料3として事故情報の追加、そして、資料4として業界団体の皆様の現状の取組状況についてご紹介いただきました。これらについて、資料5はそれらをまとめたものになりますので、この資料5の解釈でそのまま今お話しされた安全対策の素案を作成したというシナリオになっています。まず、先ほど時間がなかったので先に進めさせていただきましたが、資料3や資料4、それ以外の部分でも結構ですが、まず資料5の現状の実態の把握、このあたりの部分でご質問等がございましたら確認させていただければと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○八藤後特別委員 質問ではなくて意見になります。この資料5と6、どちらで発言しようかと思いましたが、室外機の話というのがよく出ておまして、室外機は登れない形状にするというのを提言しております。例えばこんなような形状（机上ネームプレート）にトップがなっていると登りにくいと思いますが、ただ、これについて絶対効果があるという証拠を我々は持っておりません。それから、この委員会でもそれについては話し合われていないので、この委員会でやったことを載せるということになると、これはなくてもいいのですが、そういうものでなくても、業界に働きかけるという意味で、この一言を載せたほうがいいのかという判断になれば、室外機を製作する側の方にもそういう注意喚起を一言していただくといいかなと思っております。これは、この委員会の趣旨にもかかわりますので、掲載の有無については私にはわかりませんが、以上でございます。

○越山会長 非常に建設的なご意見だと思います。資料6の提言案については、今回初め

て現状からこういうことが言えるのではないかということで作成しているだけなので、これに加えてもう少し注意喚起のやり方自体を見直したほうがいいのではないかとか、あと業界の皆様の取組が一般の方には非常にわかりにくい部分もあるのでうまく整理しながらとか、いろいろな見方やご意見などもあるかと思いますが。それらの点に関しては、これから議論していければと思っております。導入できるかどうかなどを事務局のほうと相談しながら前向きに考えていきたいと思っております。

○西本特別委員 私もこの資料5か6かというところで、意見として述べさせていただきたいと思うんです。今回実験を通して、トップレールを少しずらす、また、トップレールの径を太くする、そういったような結果から、トップレールを10cmずらすというところに関して可能性があるのではないかというところで、まだ素案だとは思いますが、トップレールをずらすというところを提言の中に効果があるというところに入れられると思います。

今後効果のある内容について、私どもベターリビングでも基準の中に盛り込んでいくということは検討していきたいと思うんですが、ただ、今回実験されたところというのが、本当にそこが効果のキポイントなのかといったようなところというのは難しいところがあって、何が言いたいかというところ、トップレールを太くするとか、そういうようなこともまだ可能性としてはあるのかなというところもありますので、今回の実験のところでは見受けられなかったところでも、今後開発していくという可能性のところとしては入れておいていただければいいのではないかと思うところでございます。

以上でございます。

○越山会長 また建設的なご意見で非常にありがたいと思っております。効果的な方法というのは、多分いろいろ考えられると思いますが、ここではこれではないとだめだということを決めるのが本来の趣旨ではありません。事故を防止するためのいろいろな方向性を助長させる方法等の考え方の整理や提案が本来の目的です。今のご意見はできるだけ前向きに捉えていこうということが可能だということがわかっただけでも非常にありがたいと思えます。

○釘宮委員 資料に書いてあることで2点質問をさせていただきたいと思えます。

まず、資料5の4ページで、5の課題というところがあります。そこに例が4点ほど挙がってまして、その4点目です。「エアコンの室外機の上部によじ登り防止のための板を設置する」ということが書いてあります。これは、先ほど八藤後委員のほうでご指摘を

されていたような形状のものなのかどうか、具体的なよじ登り防止のための板というのがよくわかりませんでしたので、これについて説明をいただきたいということが1つ。

あともう1つは、資料3になりまして、事故情報の追加情報です。その一番最後、4ページで、4、報道で確認できた事故事例というのがあります。ベランダの柵の下にある約20cmのすき間から落ちたと見られるということで、これは1歳の幼児ですので、そのぐらいのすき間からすり抜けてしまったのかなと思われまます。いろいろな規格などがある中で、20cmもすき間があったというのがどういう状況なのか。何かさらに詳しいことがおわかりでしたら教えていただきたい。

この2点になります。

○越山会長 まず最初に、エアコンの上の板について、ぜひ教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○安全担当 上部によじ登り防止の板というのは、先ほど八藤後先生からもご説明がありましたが、第1回の協議会資料の資料3の11ページに載っています。ピンクの附箋が張ってあるのが資料3なんですけれども、その資料の11ページ下に図があります。ちょうどエアコンの室外機の上によじ登り防止用具で三角のものがついている絵があるかと思うんですけれども、そういったものを想定して対策の例として記載させていただきました。

○越山会長 引き続き20cmのすき間のことです。

○安全担当 こちらの資料3の4については、報道関係の内容しか事務局のほうでも把握をしていないんですけれども、今すき間についての基準というのが例えばベターリビングさんの基準として、下の部分のすき間9cmというのが、こちら一番上に第1回の資料の資料1、A4横の資料の3ページの参考図で、ベランダの手すりの下部にあるすき間という図が示されているんです。こちらのようにB Lの基準の中で、バルコニー用の下弦材と躯体とのすき間を90mm以下という基準があるんですけれども、これが採用されている場合と採用されていない場合があるということで、そういう20cmのすき間というのも可能性としてはあるということは考えられますが、事務局では今回の事故の状況についてはこれ以上は把握していません。

○八藤後特別委員 エアコンの室外機でしつこいんですけれども、今何かをかぶせるとか置くというのを私が言ったような気がいたします。あれは、実はエアコンの室外機というのは放熱をするというのが目的で、非常に綿密に計算されていて、形状だとか材質だとか面積とかが決まっているので、その放熱を妨げるような何か物を上にかぶせるとか乗っける

というのは、これはその業界団体の方が聞くととんでもないと言われるかもしれないので、何か買ってきて乗っけるみたいな、私も言ったことはありますが、あまり公に出すというのは業界団体のほうと相談しないとまずいかなと思っています。ですので、むしろ私はそういうのをつくっている人のほうでそういう形状のものを世に出していただきという書き方のほうが今は無難かなと思っています。

○篠崎氏 住宅をつくる側といいますか、供給する側なんですけれども、いろいろと資料を拝見していると、見守りとか、そういうソフトな面よりも、どちらかというところ、商品だとか設計だとか、ハード面の対策に動きつつあるのかなということを感じるんです。例えば今お話があった室外機の件も、例えば資料5の2ページ目にあります、先ほどご説明がありましたけれども、ベランダの手すりに近いところに室外機を置いてある例が多いということがあるということなんです。

住宅をつくる場合、お客様とのいろいろ打ち合わせの中で、お客様の要望でプランニングをしていきます。ベランダの広さだとか、それから、当然エアコンの位置だとか、そういったことによってそういう状況にならざるを得ない設計というのは多分あると思うんです。それは全てだめということにしてしまうと、設計の自由度が奪われてしまう方向に行ってしまうので、ある程度は注意喚起というか、お引き渡し時に説明を受けていない人が6割というデータもありましたけれども、そこをきちっとオーナーの方に説明するというのも残しておかないと、いろいろ設計とかそういうものに縛られてしまう方向には、住宅供給側としては難しいだろうと。

それから、3ページの下のほうに、見守りがなくても事故が起きないようにという一文がありますけれども、これもなかなか厳しくて、見守りがなくても事故が起きないというのは、100%の設計だとかそういうことになりますから、生活上の見守りとか、親とか、おじいちゃん、おばあちゃんとか、そういった方の見守りは、小さいお子さんに対してどうしても必要なんだろうと漠然とした話ですけれども、感じております。

以上です。

○越山会長 今ご指摘の箇所は、多分業界の皆様には大変ご心配なところだと思います。全てとか、100%ということは、現状の住宅設備をすぐに何とかするというお話になってしまいますので不可能です。その中で今後どういようように対策が可能かということを議論していこうとしておりますので、決してハード面だけを対応すべきとの議論ではないかと思っております。

私の進行の不手際で、そのあたりの部分が誤解を受けやすいような話になってしまいました。申し訳ございません。それでは、ここで、資料6の議論も同時に始まっております。ここまでの結果を踏まえて、こんな提案が可能かなという素案を提示させていただいております。ここまでの各委員のご意見、それからアンケート調査等を踏まえてご意見をいただいた結果をまとめたものになっております。

1番目が、商品等の安全対策等では、手すり自体の改良や周辺機器の整備についての話を入れております。2番目に、消費者の安全意識の向上の必要性、注意喚起の必要性について触れております。3番目として、事故情報の収集と活用体制の整備ということも提案しております。ここでは、時間の関係もありますけれども、初めて提出させていただいたこともありますので、このような方向性で進めていかどうかという部分もあろうかと思っております。ここでまた少しお時間をいただくような形にさせていただければと思っております。

まず最初に、資料6の第1、商品等の安全対策、今ちょうどご意見がありました。全てに対してすぐに何かすべきとというのではなく、現状こういうような提言が可能ではとの視点で資料6の1ページの第1の部分を提案させていただいております。まず、この1について、もう既にご意見を1つ賜っておりますけれども、ここにまずこの点に関してご意見等を賜れば幸いです。

○山平特別委員 基本的なところになってしまうのかもしれないんですけども、子供の考え方といいますか、年齢別に対策を分けなければいけないという部分もあったと思うんです。子供の安全対策という形で、子供をどこまでどういうふうを考えるのかというところでの基本的な考え方の整理というか、そういったものは必要ないのかなと思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○越山会長 先ほどの資料でありましたけど、子供には発達段階がありますので、それぞれの各年齢層で発達、また行動範囲が違いますので、身体計測データ等を再度提出させていただきましたが、今のご指摘というのは、各年齢層ごとに具体的な対策が異なるから、ここで対象とすべき対象年齢を定義していったほうがいいのかというご意見という理解でよろしいでしょうか。

○山平特別委員 そうですね。もしそういうふうにするなら、年齢別にということであれば、そういうのも必要ではないかと。

○越山会長 本件については、西田委員のほうがお話しそうなので、今回のこの議論の中

で、個別対応ごとに子供の発達や年齢等の定義が可能なのかなど、その辺のところをご意見いただければ幸いです。

○西田委員 最初の事故の統計の話があったかと思うんですけども、あれによると、未就学児、低年齢のところですごく起きているところが多いということが統計上示されているのかと思います。それで、今回の結果で、先ほどいろいろな議論があったんですけども、手前に出すとか、乗せるとか、1つ大事なメッセージというのは、製品のデザインで効果がある程度出せる可能性があるというところが大事なポイントかなと。

詳しいところは、細い、太いとか、手前とかいうのはこれから議論が必要、もっと深い研究が必要かなと思うんですけども、ある程度そういうのがコントロールできそうだと、見えてきたというところが大事だと思って、特に4歳まででしたっけ、効果がある程度ある。ちょうど分布でも、4歳以下がすごく多いです。なので、今回の課題に関して一つの切り込みにはなっているのではないかと思います。

年齢ごとの整備は、身体的な特性を今回も示されていましたが、手が届かない2歳に関してはかなり効果的ですよというデータだったり、6歳になると筋力がアップしてきて、相当な登る力があって、ある程度教育の力もないと6歳に関しては厳しいのではないかと結果も出てきているということで、その発達とか筋力、身体の高さと筋力との関係の議論というのはある程度できるのかなと思います。

○越山会長 多分今のご指摘というのは、高さというのは110cmという数字を尊重しておけば、少なくとも1歳、2歳児は登れる可能性が非常に低くなると思いますが、それ以外1歳以下の幼児がすり抜けてしまうという問題も発生していますので、それら両方のリスクを低減する年齢層の一定の対象を考えたほうがいいのではないかとのご指摘と理解してもよろしいでしょうか。

○山平特別委員 そういう年齢別の個別の提案というか、提言というか、そういったことをやるというふうにまとめていくのでしょうかということなんです。それともトータル的に子供としての対策としてはこんなことを考えると提言していくというふうにしていくのか。そのあたりが私の中では曖昧といいますか……。

○松田特別委員 乳幼児の子育て支援のところをやっているんで、たくさん小さい赤ちゃんのいるおうちにかかわっているんですけども、すごく転居が多いんです。乳幼児のための住宅というのはあり得なくて、長く住んでいても、その中で発達していきますし、逆に言うと、転居が多いのでそういうおうちを選んで住むということが不可能というところ

ろでは、ターゲット商品ではなくユニバーサルに考えていただけるといいなと考えています。

あとその部分に関して、子供が小さいうちはとか、低年齢という表記のところが曖昧かなというふうには思いますけれども、逆にそこを細かく年齢別にしてしまうと、うちの子は大丈夫みたいになってしまうので、難しいところだなというのは正直考えます。それをこの年齢までですとおもちゃみたいに年齢を書けるとか、そういうものではないと思っているので、そこは専門の方に教えていただきたいと思っていますところでは。

○山中特別委員 第1の商品等の安全対策のところに入れていただいたほうがいいのではないかなと思うんですけれども、例えば子供が1人でベランダに出してしまうことに対して、補助錠を開発するとか、見守り続けることが無理であれば、防犯カメラが動いている時代ですから、例えばベランダにそういうものをつけておく。見守らなくても、ベランダに出ればブザーが鳴るような、そういう機器を開発するとか、商品等の安全対策にかかわるものをここに置いておいていただいてもいいと思います。子供が1人で踏み台を持ってベランダに出ていくことがあります。それに対して、一般家庭の窓やガラス戸に取りつけ可能な補助錠を開発するというのも、この部分に入ると思って意見しました。

○久米特別委員 日本アルミ手摺工業会の久米です。

先ほどの年齢のお話だったんですけれども、ちょっと補足というか、気がついた資料として、前回の1回目の資料で、資料2の5ページ、こちらのほうに年齢別の縦グラフがあります。これは事故の起きた件数だと思っています。資料2の12ページ目に事故の乗り越える部分の年齢別の要因がそれぞれ書かれているんです。これを見ると、7歳以下は足がかりになるものを置いている上からほとんど事故が起きている。8歳以上は、いろいろばらつきはあるんですけれども、ほとんどが故意に乗って事故になっていた。極端なことを言うと、7歳あたりを分岐にして、7歳よりも年下の子供は危険予知能力がまだ低いんでしょう。室外機から転落している。8歳ぐらいの子からは徐々に件数がふえながら、自分の意思で登って落ちちゃっているという傾向がこれを見ると見られるんです。

今回の資料の6ページ目なんですけど、今後の取組の資料で、第1の(1)の手すりの乗り越え防止という我々メーカー側がやっていかなければいけない取り組んでいくべき項目だと思うんですが、どれも重要な項目かなと思います。その中の(1)の乗り越え防止、110cm以下に手がかりや足がかりがないベランダの手すりの検討、これも大いに検討しなければいけない項目だと思うんですが、ずらすことも大いに効果はあると思うんですが、

室外機ということを見ると、ある面もろ刃の剣のような気がするんです。室外機に近づけてしまうということもありますので、その辺は条件に合わせてバリエーションに組み込む、そういうような方が賢明かなと感じます。

以上でございます。

○釘宮委員 何度も申しわけありません。

年齢別というのは、確かに松田委員がおっしゃったように、危険性もあると思うんですけれども、消費者側から見たときに、例えば消費者庁さんのほうでおつくりになっている「消費者教育の体系イメージマップ」というのがありまして、そこで幼児のところの消費者教育という欄があるんです。そこに商品等の安全というカテゴリーもありまして、そこで暮らしの中の危険や物の安全な使い方に気づこうというのがあって、幾つか教材が消費者教育ポータルサイトのほうにも載っていたりします。

何歳になったらきちんと危険ということがわかるのかというのはなかなか難しいところではあると思うんですけれども、恐らく1歳2歳だとなかなか難しいと思うんです。私も保育園に行って4、5歳児対象の安全教育とかそういうものを行ったことがあるんですが、4、5歳以上なら危ないことというのを教えてあげるとある程度はわかるというところもあると思いますので、商品自体の安全対策というのはもちろん重要なんですけれども、消費者のほうへの教育、それも保護者だけでなく小さいお子さんにもある程度はできるかもしれないというふうには思います。

以上です。

○越山会長 安全対策の議論に消費者への注意喚起の議論がどう区別して議論すればいいのかという意味で皆様を混乱させてしまって申し訳ございません。

それでは、引き続いて2の注意喚起の箇所、ここは製造業者様のほうからの対応の部分も入っていますし、幾つか提案があります。この部分を一緒に含めてご指摘等をいただいても結構かと思えます。これについていかがでしょう。

○高野特別委員 1つ前に戻っちゃうんですけれども、これからの安全対策ということで、(1) (2) (3)ということで、(2)のすり抜け防止というところで、下の段、「隙間の広い既存の手すりについての対策」ということで、既存の手すりというよりも、我々メーカーとしたら、これからつくる手すりという形になってくるんでしょうか。既存の手すりに関しては、何かつけるとか、すき間を塞ぐしかないと思うので、だから、どちらかという、これからつくるものに対してという考えのほうよろしいかなと思います。

以上です。

○篠崎氏 今のお話で参考になると思ひまして、手すりの下のすき間というのは、例えばフラットの屋根ですと、雨水を流すために勾配が斜めについていまして、ある程度大きなベランダになりますと、長い距離ですとなおさら勾配が大きくなりますので、一方で、勾配と同じではなくて、手すりは水平なんです。そうすると、水下へ行くと下にすき間ができるんです。そこに対してすき間から人とかペットとかが出ないように、板だとか物を設置するという仕様は住宅メーカーとしては持っていて、できるだけ下にもすき間ができないようにということはしています。参考になればと思います。

○越山会長 非常に参考になります。具体的な基準値やガイドラインがあるとなおさら参考になるかと思ひます。

○西本特別委員 何度もすみません。

ちょうど今話題になっていたすき間の話ですけれども、集合住宅の話と戸建て住宅の話で若干違いがあるかなと。手前みそですけれども、集合住宅のほうですと、B L基準ですき間もできておりますので、比較的戸建て住宅のエクステリア関係、そこに関してどう捉えられるかというところの今の議論だにご理解いただいたほうがいいのではないかと思ひます。

○山平特別委員 エクステリア工業会も代表しているんですけれども、戸建て住宅のほうも、一応B L基準ではありませんけれども、J I Sの基準というのがありまして、こちらのほうもほとんどすき間とかそういった関係のものであればB L基準と何ら変わらないということでやっていますので、そのあたりのすき間に関しては同等のものだと把握していただいても結構かと思ひます。

○越山会長 それでは、決して戻ってはいけないとかそういう議論ではないので、引き続き先に行きたいと思うんです。注意表記の箇所で、乗り越え防止のシールがあるというのを今回初めて私もお伺いしました。確かにベランダでいろいろな注意喚起しても、そこに何か表示してあるかどうかだけでも大分変わるかなという気がます。また、QRコードでメンテナンス情報を引き出せるようになってきているという非常に新しい対応もあるようですね。いろいろな注意喚起の方法が可能になってきていると思ひれます。より効果的な方法が試行されるのはいいことだと思ひます。そのあたりが2の箇所に記載されています。

ここに戻っていただいても結構ですが、お時間の関係もありますので、今ちょうど2ページの3の安全基準等の部分も議論の対象になってきております。すき間の寸法等につい

てもいろいろな参考値がありますということもここに書いてあります。この書きぶり、または方向性でいいのか、あとはガイドラインですから、必ずしも守っていない、守れないケースも多分あって、それをどう周知させるかという部分も非常に重要なと思われる。この3の安全基準等の部分までを踏まえた議論にさせていただければと思います。

○山平特別委員 最初のときに聞き漏れたところもあったんですけども、ラベルとか注意喚起をするという方法をやりましょうという喚起になるのか。例えばこういう注意喚起が有効ですとか、そういった踏み入った内容になるのかというところを検討するためにも、一番最初に、集合住宅とかで入られる方に注意喚起されていますよと物を配っているというのもありましたし、業界団体がどういう注意喚起をやっているかというところでの内容というの把握できたらいいのかなと思うんです。そういう資料というのとはまとめはまだないのかなと思っているんです。

○安全担当 今回資料4のほうに、ヒアリングの内容ということでおまとめして、実際の注意喚起のシールの例とかもその中では提示いただいているんですけども、今回の資料のほうにはお載せしていませんでしたので、そういったものも具体的なものがわかるように対応していきたいと思います。

○越山会長 シールの例を既にお持ちなわけね。

○安全担当 建築改装協会さんからはシールの写真をいただいています。

○越山会長 情報があるわけですね、わかりました。

このガイドラインの部分に関していかがでしょうか。ガイドラインがあっても、使われなければ仕方がないので、これがどう使っていったら有効になるのかという議論をぜひ今後アドバイスいただければと思っております。

それでは引き続き4の周辺環境の整備の箇所、ここも先ほどから幾つかご意見いただいています。エアコンの室外機の設置のお話、一番リスク要因になるのかなと思われる箇所、それから、物干しに関するような箇所の提言の素案などがあります。既にエアコンの形状を変えるような心がけといいますか、呼びかけが可能かどうかという議論が既に出てきております。逆にこれと手すりを手前側にする効果と関係のようなご意見も出てきております。それらを今後踏まえて整理していかなければならないと思いますが、まず現時点で、今のご意見以外に何かエアコン等の箇所でご意見等がございましたらお願いいたします。

○松田特別委員 設置というところと言うと、環境整備というところでは、後からつける

ときに、今インターネットとかで申し込んで、業者さんがちゃんと来てつけてくれるみたいな感じがすごく多い。そのときは、室外機をどこに置きますかというのを、決まっているというより、割と聞かれるんです。でも、聞かれる側は選択肢がないよねと、お母さんたちと話をして、どこに置いていいかわからない。エアコンとかの室外機は問題になっているという話をしたら、それがどこに置いたら危なくないかということを知らないと、それは啓発のほうかもしれないんですけども、業者さんのほうの提案として、エアコンを設置する人たちにそこを理解していただくとか、その辺のことというのは、後ろの啓発とはちょっと違うのかなと思ったので、事業者さんに知っていただくとか、あと電化製品、エアコンを売るところとか、周辺の関係者みたいなところがここにはあまり見えてこないんですけども、リフォーム業者さんとか、それからホームセンターとか、インターネットで販売、設置している事業者さんとか、どこに仲間になってもらうのかなというところ

です。

○越山会長 おっしゃるとおりです。そういう事業者団体はあるのでしょうか。エアコンのJISなどに施工要領書みたいなものがあって、そこに書いておくというのは何となく一つの方法のような気がしますが、今言われたとおり、設置事業者さんの団体などがあって、情報提供が可能であれば一定の効果が得られそうですね。そういう注意情報の周知に有効な方法はあればいいですね。

そういう業界団体の人と事前に調整などはされていますか。

○安全担当 事務局では、まだそういった団体さんには特にご連絡はしていません。

○越山会長 可能かどうかわかりませんが、先ほどからエアコンの形状の話や、施工業者さんへの対応の重要性など指摘されていることもあり、ご検討いただけるとありがたいですね。

○鎌田委員 今のエアコンの設置のお話なんですけれども、ここに手すりから60cm以上離すと書かれています。この60cmの根拠というのは何なのかという点と、この3つ目の丸のところ、例えば戸建て住宅を想定した場合に、2階のベランダに置いておく室外機というのはなるべくベランダに置かないようにしましょうということであれば、1階に置くというのも、デザイン面などを考えなければ、いいと思いますので、3つ目のことは書いてもよろしいかと思うんです。

手すりから60cm以上離すという60cmがちょっとよくわからなかったのと、現実問題、室外機というのは家の外壁の前につけることが多いと思うんです。ベランダから遠ざけると

ということで窓の前につけるということはほとんどなかろうかと思うんですけども、そうしたときに、壁面というのが大体1間ぐらいしかありませんので、90cmぐらいしかない壁面の中で60cm以上離すということは、奥行き方向、前方であれば60cm以上離せるかもしれませんが、ベランダの側面ですと60cmは離せないんじゃないかと思った次第です。説明していることはおわかりですか。

○越山会長 多分側面の場合は60cmの対象にしていけないのでは。

○安全担当 この60cm以上離すということの根拠については、第1回のときの資料になるんですけども、資料4になります。資料4の6ページをごらんいただけたらと思うんですけども、こちらは東京都の子育てに配慮した住宅のガイドラインの中の安全に配慮する事項ということで通知が出ています。ここでこの図からですと、前面については600mm以上ということで、側面についてはこの図からはわからないんですけども、ただ、趣旨からすると、柵から60cmということであれば、足がかりになる危険性を回避するという内容であれば、もし手すりが横の部分にあれば、60cm以上離すという内容にはなるかと思えます。

○越山会長 角だったらということですね。

○八藤後委特別委員 それの大もとは、12年ぐらい前に私が90人ぐらいの幼稚園児でやった手すり乗り越えの実験の結果によるものです。それで、エアコンで実験したわけではありませんが、手すり柵から60cmぐらい離れたところで、さっきの実験のように登らせようとしても、これはかなり離れ過ぎていて、大きい子もできないということで、そういうことで60cmぐらい離すとほとんどの子はできなくなるという根拠でこういうところを申し上げましたので、それがほかの台でもいいですし、室外機でも同じようなことが言えるのかなど、そういう根拠でございます。

○越山会長 この実験結果といいますか、元になる報告は建築便覧などにも掲載されており、参照する数値としては十分信頼できるものと私は思っています。

○鈴木委員 今のご発言なんですが、60cm、脇からも60cmだと、室外機を設置するとき、室外機が窓の前に来るということがよくあると思いますので、そうすると、どうしても壁にくっつける。壁面につけると、側面は60cm離すのは不可能なケースは多いのではないかと。前からは60cm離れても、側面からは60cm離れないと、子供は容易に登るということになるんですけども、60cmの基準が、先ほどおっしゃったように両サイド、脇、全部から60cmというふうにとると、現実はなかなか難しいかなというのが、我が家の実態から見ても感

じてはいます。

○西田委員 我々のところも、ベランダの写真を使って、どんなふうに使っているのかという実態調査をしたことがあるんですけども、これはそういうことができるベランダと、全く無理な、そもそも60cmもないというベランダもあったりして、それは現実あると思います。ただ、できるのであれば60cmは有効なので、これの基準が全部アンドだと思えば、全部満たさなければいけないと思うと大変なんですけれども、書いておくのはいいのではないかと思うんです。それは有効なので。正しくは側面からも前面からも離すというのが正しいことだと思うんです。できるところはそういうことをする。できるところもあるので、残しておくべき項目かなとは思っています。

○篠崎氏 時間がなくて、すみません。

今の室外機の話なんですけど、先ほども言ったように、60cm必ずとるということはプラン上物理的に不可能なケースはたくさんありますので、極力そういうガイドライン的には、とる、ただし、とれない場合はということが必要だとは思っています。

○越山会長 引き続きまだ議論させていただければと思いますが、大変恐縮です。司会の不手際で時間が目いっぱいまでできておりますので。まだ残っている箇所がありますが、ここで一旦素案についての議論は終了させていただきたいと思っています。

最後にどうしても1点だけ、全体を通してでもいいので是非言いたいということがありますか。

○山中特別委員 話題になっていなかったのですが、ぜひ報告書に書き入れていただきたいと思っております。

この項目の一番最後のところ、情報収集と情報協力の部分ですが、今回手元に供覧いただいている警視庁からのデータ、これは非常に貴重です。この前の協議会のときに、「重傷度が高い事故が起これば、必ず警察は現場に行って細かい情報をとっている。その情報をぜひ行政同士ですので、都から警視庁に提供依頼していただきたい」とお願いしました。今回、それを見ることができました。大変貴重な情報だと思います。細かい身長とか手すりの高さとか書いてあります。これをちょっと見ただけでも、予防策がすぐに思い浮かぶようなデータです。

今まで、警察はほとんど情報を出していないんです。それは、犯罪性があるかないかというより、個人情報の問題とかを理由に出していないんです。犯罪性がないデータは、この前からお話ししているように、警察のデータではなくて国民のデータなのです。分析の

ために情報を出すべきです。消費者庁は、10省庁で子供の事故予防会議をやっていますので、そこで警察からデータを出してもらい分析すべきなんです。それをしないで、厚労省のデータだけを検討しているので何もわからない。今回初めて、行政を通して警察のデータが出たことは非常に画期的なことだと思います。

今回、警視庁からデータが提供されたということと、それから、一例一例紹介する必要はないんですけども、これらをまとめて、こういうことが読み取れたということはぜひ記録していただきたい。今後、警察、あるいは消防もそうですけれども、重傷度が高い事例は一緒になって分析に協力すべきだと思います。東京都の委員会で、警視庁からのデータが得られたのは今回が初めてだと思うんです。これは非常に重要なことですし、これを突破口に、こういうデータが非常に有効だということをぜひ1行書き入れていただきたい。これが私の希望です。

○越山会長 ありがとうございます。おっしゃるとおりです。

実は、この協議会は以前は3回でしたが、昨年から4回としました。今回は第2回目にあたり、提言の素案を提出させていただきました。次回の第3回には、この素案を報告書としてまとめていくための議論に集中したいと思います。第4回目には、都の方に正式に提言を答申するという形になります。ですから、もう1回本件について引き続き審議する機会がございます。その報告書素案の作成のスケジュール等について、事務局のほうからお願いいたします。

○安全担当 それでは、資料7、第4回協議会開催までの確認手順（案）をごらんください。

今後事務局で協議会報告書の素案を取りまとめてまいります。報告書素案には、第1回協議会で検討した資料に追加情報を加えたものと、今回協議会で検討した資料に本日いただいたご意見を反映させたもので構成してまいります。委員及び特別委員の皆様には、お忙しいところ大変恐縮ですが、事務局が取りまとめた報告書素案について修正のご意見などを事務局までご連絡いただきます。事務局はいただいたご意見を報告書素案に反映させた報告書の素案修正版を取りまとめてまいります。委員及び特別委員の皆様には、再度報告書素案の修正版をご確認いただきます。

これらの作業を11月から12月初めにかけて進めさせていただきます。具体的なスケジュールにつきましては、改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

第3回協議会は12月26日を予定しており、ここで協議会報告書（素案）についてご協議

いただきます。第3回協議会を踏まえて協議会報告書（素案）をさらに修正し、委員及び特別委員の皆様にご確認いただき、報告書（案）を取りまとめてまいります。

来年2月に予定しております第4回協議会では、この協議会報告書（案）を決定していただき、協議会報告書を公表、プレス発表します。都は協議会報告に基づき消費者への注意喚起、関係する業界団体等や国等へ情報提供と要望を行ってまいります。

第4回協議会までの確認手順は以上となります。

○越山会長 それでは、時間をオーバーして大変申しわけございません。司会の不手際で、お許しいただければと思います。

それでは、きょうの審議はこれで終了とさせていただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

午後0時04分閉会